

Title	十六・七世紀における中国・ヴェトナム交渉史に関する一研究：莫登庸政権を中心として
Sub Title	A study on the diplomatic intercourse between China and Vietnam in the 16th and 17th Century
Author	大沢, 一雄(Osawa, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.2 (1965. 10) ,p.45(199)- 71(225)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651000-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十六・七世紀における中国・ヴェトナム

交渉史に関する一研究 (一)

——莫登庸政権を中心として——

大 沢 一 雄

序 論

明朝約三百年の間に安南においては陳朝・胡季犛の篡奪政権・前黎朝・莫朝・後黎朝が相ついで興亡した。

この間、安南諸王朝は明朝に対して時には反抗を試み、時には帰順して忠誠を誓った。又短期間とはいえ明朝の直接的支配を受容したこともある。

かゝる安南王朝の明朝に対する種々の対応につれて一方の明朝側も安南諸王朝の政権の交替に際してはその都度宗主国としての態度を決定する事を迫られた。

新政権を承認するか否かを決定するに当り第一に考慮される原則は新政権の成立が正統な、合法的なものであるか否かという事である。次いで、新政権が藩属国としての義務を忠実に履行する誠意があるかどうかという事も重視された。

藩属国の義務の主なもの是中国の正朔を奉じ、規定に遵つて朝貢する事、国王或は都統使等支配者としての地位の継承

に當つては明の封を謂い、承認を求め事等であり、時宜に応じて中国に対し行礼する事も要求された。明代に関して云えば大明会典が藩属国毎に朝貢回数・朝貢品・朝貢経路等の詳細を記録している。しかし、明代に限らず歴代の中国王朝において度々問題となるのは藩属国の新政権承認問題である。

既述の如くその成立の正統性・合法性が新政権承認の前提的条件ではあったが、事実上この原則が不変のものとして固守された訳ではない。

内政・外政上の必要に応じて承認・不承認の問題がその都度検討されていたのである。むしろ、現実的な内政・外政上の要請のために敢えて原則を放棄した事例も決して少なくないのである。

胡季犛や莫登庸等の安南の篡奪王朝に対する明廷内部の承認論と討伐論の対立は典型的な例というべきで、結果として一方の胡氏が討伐され、他方の莫氏が都統使に任ぜられるが、かゝる決定に至る過程にあつて明朝側の内政上の事情が大きく作用したことを看過する事は出来ない。前者のケースが明の国力上昇期におこり、後者が明朝の衰退期におこつた事件であつたという事と無関係ではない筈である。

かくのごとく内政上の必要に基づく現実的要請と対外政策上の原則的規定との矛盾対立が露呈されたような場合には、その矛盾を胡塗するために一切の責任を藩属国に転嫁する事が屢々行なわれた。換言すれば中国が藩属国支配の原則を實施する事の出来ない理由を自らの内部事情にある事を認めず、却つて藩属国の倫理・道德の低俗性に求めるといふ論法⁽²⁾である。

夷狄の「詐」と「狡」に万事を転嫁し事実を弥縫するかゝる習慣が中国の対外施策を混乱させたであろう事は疑を容れないが、中国がアジアに君臨していた時代にあつては、この論法も大きな破綻を招くことはなかつたと云えよう。しかし、清朝末期に至り西欧諸列国との接触の機会の増加するにつれ、従来の「夷狄」対策としての伝統的対外政策を修正せざる

を得なくなつた事は贅言を要しない。

私の取扱おうとする明朝と安南の莫氏政権との交渉史も、旧中国における対外政策が藩属国に対する認識の欠如と独善のために結果的には藩属国の駆引きに翻弄され、藩属国内部の勢力争いに拍車をかけたことを示す一例といふことが出来る。しかし、明朝と莫氏政権との交渉の特異性について考えようとするならば、どうしても莫氏以前の歴代王朝と明朝との交渉はついで或程度触れない訳にはいかなないので、ここに序論として莫氏以前の両国関係について私見を述べてみたいと思う。

明朝の安南に対する政策を概観するとそこに幾つかの政策の転換期を見出すことが出来るが、便宜上、私は四期に区分して、夫々について若干説明を加えてみたい。

第一期は明太祖の洪武年間及び、これに続く建文年間、即ち一三六八年より一四〇二年までの期間である。

太祖は洪武二年（一三六九年）夏四月に既存の陳朝の陳日燿を安南国王に封じ、その独立を承認した。そして安南の内政に対する干渉を極力廻避するという原則を固守し、専ら内政に専念した時期である。

第二期は成祖永樂帝より仁宗・宣宗に至る、一四〇三年より一四三五年までである。

成祖による安南討伐が行なわれ、安南が中国の直接統治下に入るといふ、明代を通じて最も積極的に安南経営に乗り出した時期より安南人の抵抗に耐えかねて安南を放棄し、黎利の政権を承認するという積極政策の終焉に至るまでの期間である。

第三期は英宗・代宗・英宗・憲宗・孝宗・武宗の時代で、一四三六年に黎利の子麟を安南国王に封じてより一五二一年まで八十余年に亘る、安南に対する実質的無干渉に終始した時期である。両国間の紛争を惹起するに足る問題をはらみながらも中国側は太祖の祖法を墨守し、名目的な朝貢関係を維持する事のみで満足を感じていた時期であつたといえる。

第四期は世宗より明末に至る時期で一五二二年より一六四四年の明朝の滅亡に至る。

この期は明朝が莫氏篡奪を契機に安南の内政に対して干渉を企てる事により安南対策はやゝ積極性を示すが、結局、国力衰退期にあつた明朝は武力行使を避けて、莫氏政権を承認せざるを得なくなる。たゞ、莫氏を安南国王として認めず、都統使に任命する事により辛うじて宗主国としての体面を維持したのである。

明朝滅亡後における地方政権としての南明政権と安南との政治的交渉が前述の第一期より第四期に至る安南・中国関係とは異なつた様相を帯びてくるのは当然で、同政権は明朝再建のため黎氏の援助を得るといふ意図のもとに莫氏にかわつた黎氏を改めて安南国王に封じ、その臣であり実質的には安南支配者であつた鄭氏を安南副王としている。

かゝる時期をも含めるならば明朝の安南対策は五期に分ちて論ずるのが適當かと思われる。

以上の区分は多分に中国側に主導権を認めたものであるが、当時のアジアの世界における中国の占める優位な位置を承認するならば明朝の側に政策転換のイニシアチブを認めざるを得ないであろう。

ところで、明朝と安南との関係についての従来の研究についていえば、その重点は第二期の成祖永楽帝の安南征服より宣徳帝による安南放棄に至る時期におかれていたといえるであろう。

山本達郎教授の「安南史研究Ⅰ」（一九五〇年刊）はその代表的な著作であるが、これは元朝及び明朝の安南征討を中心とした研究で、明代に関しては、その書の第二編に明初より成祖の安南討伐を経て、宣徳帝による安南放棄に至るまでの約六十七年に亘る両国関係史が詳細に研究されている。

しかし、其後の、特に私が取扱おうとする莫氏との交渉については取扱われていない。

又、黎正甫氏の「郡県時代之安南」（民国三十四年）の第六章「明代復置郡県及棄守始末」には明朝・安南交渉史が論じられており、莫氏政権、更に後黎朝と明朝との交渉にまで及んでいるが、重点は成祖の安南討伐の記述にあり、史料

も中国側のものにのみ限定されているという欠点がある。

一方、フランスの学者による研究書にあつても莫氏と明朝の交渉を主として扱つたものはないようである。Maybon の *Histoire Moderne du Pay d'Annam* も一五九二年の後黎朝による昇竜城 (Hanoi) 占領を起点としてその敘述を始めている。

即ち、莫氏による安南統治の終焉に安南近代史の起点を求めているが、莫朝と明朝の交渉そのものについては世宗の万曆年間における莫氏の明朝に対する降伏と明朝による莫氏の都統使任命がとりあげられているにすぎない。却つて L. Arousseau による同書に対する批評 (BEFEO. No. 4, 1920) の方が、この期の安南と中国の交渉の顛末及び莫氏の終焉について詳細に記述しており、この方面の研究では最もすぐれたものといえるであろう。

しかし、莫氏の政権は明の嘉靖六年 (一五二七年) の莫登庸の篡奪より高平を支配するにすぎない一地方政権として康熙十六年 (一六七七年) に滅亡するまでの約百五十年間を通じ中国と公式の関係を維持していたのであつて、この点は注目されなくてはならない重要な事実である。

莫氏の遺孽が高平地方に蟠居してこの地方を擾騒した事例は越南史料⁽³⁾によれば実に乾隆十年 (一七四五年) に及んでいるのであるから、この時期を含めば約二百二十年間命脈を保つたことになる。

この間、莫氏は明朝・南明・清朝更に雲南の呉三桂政権と交渉を持ちながらその存在を維持していたのである。かゝる点よりみるならば L. Arousseau の書評も莫氏の歴史について総てを尽くしているという訳にはいかない。

莫氏が存続した期間は明清の鼎革を含めて政治的に中国が不安定な時期に當つていた。

このため、中国政権もこの弱体な地方政権の存在を認めたり許りでなく、この存在を安南黎氏の政権を牽制する目的を以つて利用したのである。所謂「以夷制夷」策といえよう。

安南側史料によると莫氏が高平を中心とする一地方政權に転落しつつも、長期に亘り存続しえた理由として莫氏の明朝等中国政權に対する賄賂の贈与を挙げている。

大越史記本紀統編卷之二戊戌二十年(明・万曆二十六年)の項に

明土官受莫敬恭賄賂、又通奏明帝許敬恭安排太原・高平地方。

とあるはその一例である。

しかし、かゝる見解は黎氏側からする臆説にすぎず明朝の「以夷制夷」策が根本的に莫氏の存続を可能にしたと云うべきで、清朝が明朝の方針を踏襲した所以も、それによつて説明しうるであらう。

かくのごとく、中国の直接統治期間を除き、莫氏政權程中国の政權に依存してその存在を維持した例は安南史でも珍しいと云える。

私がこの期の中国・安南關係に興味を覚えるのはこの点に關してである。

便宜上、本論に入る前に第一期の安南撫慰政策より始めて兩國間の交渉を概観したいと思う。

太祖は自ら「立国之根本」として民生の安定を挙げ、民力の回復を⁴図る事に政治の重点をおいたが、このことが對外策における消極化を齎らした事は当然である。

大明会典卷一百五礼部六十三に

祖訓列不征諸夷，朝鮮・日本・大小琉球・安南・真臘・暹羅・占城・蘇門答刺・西洋・爪哇・彭亨・百花・三仏齊・

淳泥凡十五国。職掌所載，又有瑣里・西洋瑣里・覽邦・淡巴・須文達那諸国，与祖訓有不同。洪武初分遣使臣，奉詔

往諭諸蕃，以平定四海之意，多随使来朝貢者。

とある。

この祖訓は明代を通じて厳守されたものではないが、一応考慮すべき原則であり、この不征諸夷に安南が加えられている。

太祖の次の論は、この原則を更に端的に表明している。⁽⁵⁾

海外蛮夷之國，有為患于中国者，不可不討，不為中国患者，不可輒自興兵，古人有言，地広非久安之計，民勞乃易乱之源，……朕以諸蛮夷小國，阻山越海，僻在一隅，彼不為中国患者，朕決不伐之，惟西北胡戎，世為中国患，不可不謹備之耳，卿等当記所言，知朕此意。

前に引いた大明会典に記されている様に、太祖は登極するや周辺諸國に遣使し、その即位を告げ、入貢を促した。安南陳朝の裕宗（陳日燿）は、安南史料の伝えるところによると洪武元年（陳・大治十一年一三六八年）夏四月、この詔をうけ、同年秋八月には陶文的を明に派し報聘している。⁽⁶⁾

中国では江西を基盤とする陳友諒が既に元の至正二十三年（一三六二年）、鄱陽湖の戦に大敗し戦歿しており、その子陳理も翌年（一三六四年）には明に降り蘇北・蘇南を支配した張士誠は至正二十七年（一三六七年）執えられ、洪武元年（一三六八年）三月には江西分省左丞何真も投降し、同年四月には征南將軍廖永忠の軍隊は広東・広西に入り、これ等の地域を支配するに至っていた。

かゝる際にあつて安南が急遽明に款を通じたのは当然の勢いであつたといえる。

太祖洪武実録洪武元年十二月壬辰条によるとこの月に明は安南に知府易済を派し大明の建国・洪武の建元を知らせている。しかし、安南史料によると、それ以前の同年四月、易済民が安南に詔をもたらし、（欽定越史通鑑綱目、以下綱目と略称）秋八月には安南が陶文的を報聘のため明に対して派遣されたことになつている。（大越史記全書・綱目）公式の明・安南の交渉開始の時期について実録と安南史料には若干の喰い違いがみられる訳である。

この点は安南史料の誤りであろうと思われるが、前述の如く洪武元年四月には明の勢力が広東・広西方面に及んできていたし、明朝と安南との間に実録に記載されていない非公式の関係が相当以前より持たれていたであろう事は想像しうる。事実、大越史記全書（以下全書と略称）にはこの推測を裏付ける記録を伝えている。陳の裕宗の大治二年（一三五九年）条には

春正月・明遣使来通好，時明主与陳友諒相持，未決勝負。帝遣黎敬天使北頤虛実。

とあり、同じく全書紹豊十四年（元・至正十四年）（一三五四年）条には

春二月・北辺帥臣駅奏，元陳友諒起兵，遣使来乞知親。

とある。

これ等の記載によればおそくとも明朝成立の約十年以前より陳の裕宗が陳友諒・朱元璋の二大勢力の働きかけを受けていたという事、又その働きかけをうけて裕宗が去就に迷っていた状態が知られる。

同時代の朝鮮も中国に対して同様の態度を示しているが、正式に明朝が成立する前にあつて明と安南の陳朝との交渉は予想外に頻繁であつたと思われる。

かゝる実蹟の上にたつてこそ洪武元年の公式関係が短時間で樹立しえたのであろう。

洪武二年（陳大治十一年）（一三六九年）六月、陳朝の少中大夫同岢敏・正大夫段悌・黎安正・阮法等二十数人は明朝に入貢し、太祖はこれに対し陳の裕宗日燧を安南国王に封ずべく翰林院侍読学士張以寧・典簿牛諒を派遣したが安南では裕宗がこの年の夏五月、即ち入貢使節が明に出発した後に死歿しており、其姪楊日燧（別名日礼）が嗣を継いでいた。

そのため陳朝側は阮汝亮を安南境界に遣し明使張以寧を迎え、裕宗に対して齎された詔及び印を改めて日燧に与えらるる事を請うた。しかし、明使は承諾せず明廷の指示を求め、その命をまちて年を逾したが、結局張以寧の客死等の事態が

おこり使節団は空しく引きあげてしまった。

次いで洪武三年夏四月、安南使臣杜舜欽が来朝し、明に裕宗の死去した事を告げ命を請うた。⁽⁹⁾

洪武帝は裕宗の死を聞き款いて次の如くいつたという。

日燿率先内附、朕意西南之民将有攸頼、不知賢王何去朕之急也。⁽¹⁰⁾

しかして更に「親しく翰墨を御し、一文をつくりて之を祭」つた。

同月癸酉、帝は日燿が安南国王を嗣ぐことを認め吏部主事林唐臣・翰林編修王廉を遣して日燿に対し王印を与えると共に、白金五十両、絹五十匹をもたらし裕宗の霊を祭らしめている。⁽¹¹⁾かくのごとく太祖の安南対策は順調に進展していたが、太祖はこの友好関係を維持するため安南・占城間の紛争に介入しすること極力避け、藩属国を刺戟することのないようにつとめたようである。

洪武四年（一三七一年）秋七月、占城国王阿荅阿者（Binasur）⁽¹²⁾が荅班瓜卜農を遣して明廷に至らしめ、安南の占城侵略を訴え、兵器・楽器・楽人を賜わらんことを請うた。

占城国王は「安南をして我が占城は乃ち声教被るところの、輸貢の地であることを知らしめれば即ち、安南も敢えて欺凌せざらん」ことを期したのであるが、この際太祖は占城国王に移咨して次の如くのべている。

占城・安南既皆事朝廷，同奉正朔，而乃擅自構兵，毒害生灵，既失事上之礼，又失交隣之道，已咨安南国王，即日罷兵，本国亦宜各安疆土，所請兵器，于王何惜，但以占城・安南互相争奪，而朝廷独与占城，則是助爾相攻，甚非撫安之義，又所請樂器・樂人在声律，雖無中外之殊，而語音則有華夷之異，難以發遣，若爾国有能習中国華言，可教以音律者，選撰数人，赴京習之，並諭福建行省，占城海船貨物，皆免其征，以示懷柔之意。⁽¹³⁾

太祖は兵器のみならず楽人の派遣をも理由を設けて拒絶し、安南を刺戟することを避けると共に、占城の意を迎えるた

め占城貿易船を優遇する懐柔策をとっているのである。

洪武六年（一三七三年）十一月己酉⁽¹⁴⁾に占城・安南間の国境問題が安南・占城のそれぞれの側より提出され際にも太祖は積極的な介入を避け二国に兵を罷め民を休息せしめる事を論しているにすぎない。

太祖の融和政策により洪武年間を通じ明と陳朝側の関係は平静を保っていたといえるが、両国関係を悪化させるに足る事件が全くおこらなかつた訳ではない。たゞ太祖の融和策はこれらの危機を克服して両国関係を最悪の事態におちこむことを避けしめたのである。

このことを証する二、三の場面について述べてみたい。

第一は洪武三年^(陳日大定二年一三七〇年)の陳叔明（のちの芸宗頃）による陳日燧（楊日礼）の廢弑である。

裕宗の死後、嗣なきをもつて日燧が継いだ。日燧は優人楊姜の妻の王母と称する者と恭肅大王昱との間に生まれたものであつて、政治に対する熱意には欠けていたようである。

全書に⁽¹⁵⁾

日礼（日燧）僭位，縦酒淫逸，日事宴遊，好為雜技之戲，欲復姓楊，宗室百官皆失望。

とあるが、結局在位一年半の洪武三年（一三七〇年）十一月、明宗の第三子頃（陳叔明）のために篡位されてしまった。

安南史料には日燧が「篡位」したとあるが日燧が、裕宗を嗣いだ経緯は決して不法ではなかつた。それ故に、太祖も日燧の継承を認め、洪武三年（一三七〇年）には安南国王に封じたのである。名分論からいうならば僭位者は全書の指摘する陳日燧でなく陳叔明（芸宗頃）とすべきで、こゝにおいて陳叔明の襲位の合法性が明朝側より問題として提起されるのは当然である。

陳叔明の篡位が明廷に明らかになつたのは洪武五年（一三七二年）二月の安南入貢の際のこと⁽¹⁶⁾で既に篡位後一年余を経

過している。

叔明は「惧朝廷致伐，故託修貢以覘意」とあるように修貢に託し、明廷の意向を打診しようとした。しかし、明は署表が日燧の名でない事を看破し、使者阮汝霖より審らかにその状を得たという。

この報告を受けて太祖は「島夷何狡猶如是，却其貢不受」とし、更に安南を問責し次の諭を与えている。

春秋大義，乱臣賊子在王法之所必誅，不以裔夏而有聞也。向者安南国王陳日燿薨，我國家賜以璽書，而立日燿（日燿）為王，今觀所上表章乃名叔明，詢諸使者，日燿為盜所逼，悉自翦屠其羽翼，身亦就斃，此皆爾叔明造計傾之，而成篡奪之禍也。揆於大義必討無赦，如或更弦改轍，扞日燿親賢，命而立之，庶幾可贖前罪，不然，十大大軍水陸俱進，正名致討，以昭示四裔，爾其毋悔。⁽¹⁷⁾

この詔勅の中心思想は名分論であり、若し名分が守られぬ場合は実行使も敢えて辞さないという太祖の考えが示されている。

名を正し、「昭らかに四裔に示す」ことは中華を以て任ずる明朝の世界に対する義務であるという意識がその太祖の決意の裡に潜んでいたといえる訳で、宗主国の藩属国支配の大原則がこゝに明瞭に示されているといつてよいであろう。

しかし、この間の両国関係を示す記録は大越史記等安南側の史料に見出すことは出来ない。

陳叔明の篡奪を正当化し、日礼僭位すという立場に立つ安南史料としては篡奪者楊日礼の正統性を証明する可能性のある記述を意識的に避けたのであろう。

後に胡漢蒼が明より安南国王に封ぜられた事について、やはり安南史料は記録をとどめていないのである。

かゝる事情により太祖の強硬な詔諭に対し陳叔明がいかに応接したかという事は専ら中国史料によつて推測する他はない。

太祖実録⁽¹⁸⁾ 洪武六年(一三七三年)春正月条に次の如くある。

是月安南陳叔明遣其臣譚応昂等、奉表謝罪、貢方物、且請封爵、応昂懇陳前王日燧因病而疫、叔明遜避于外、為国人所立。上曰：日燧既病卒、国人当為之服、叔明且以前王印視事、侯能保安疆境、撫輯人民、然後定義。命中書、下広西行省備述斯意、以諭之、賜応昂等紗羅夏布遣還。

これによると結局太祖は既に洪武二年二月の安南入貢の際、「叔明死を日燧に逼り、而して其の位を奪う⁽¹⁹⁾」の状を知らされていたにも拘らず、叔明の謝罪と釈明を了承してしまつたのである。

前に引いた詔勅の「択日燧親賢命而立之、」という条件は、こゝにおいて問題となつていない。

中国の患にあらざる限り討伐を取らせてせぬという太祖の方針は終局的には既成事実の承認という事に落着かざるを得ないのであるが、春秋の大義を振りかざした手前、直ちに叔明を国王に封ぜず、一応「前王の印をもつて事を視る」ことを許すという妥協策を提示することにより宗主国としての体面を辛うじて保つたのである。

太祖在世中の両国関係の第二の緊張は、洪武二十一年(一三八八年)黎季犛(≡胡季犛)が陳朝の主煒(廢帝暉)を廢すという事件を契機として齎らされた。

明史⁽²⁰⁾にいう。

時国相黎季犛竊柄、廢其主煒、尋殺之、立叔明(芸宗)子曰焜(順宗顥)主国事、乃假煒名入貢。朝廷不知而納之、越数年始覺、命広西守臣絶其使、季犛懼。二十七年(一三九四年)遣使由広東入貢、帝怒遣官詰責、却其貢、季犛益懼。明年復詭詞入貢、帝雖惡其弒逆、不欲勞師遠征、乃納之。

この際も陳叔明の時と同様既成事実を承認している。黎季犛の篡奪により両国関係が緊張している最中の洪武二十八年(一三九五)安南側史料に次の記事がある⁽²¹⁾。

明使来。明討竜州叛蛮，遣壬亨泰来求師五万人・象五十匹・糧五十万石給軍，欲托此以掩捕国人。亨泰至密告之，以故不与兵象，所遣糧米亦不多，遣官送至同登而還。〔註〕同登 社名，属今諒山省温州。

その他、同じく洪武二十八年に明が安南に対し僧人・按摩・女火者を求めている記事もある。⁽²²⁾

かゝる例は、安南史料によれば既に洪武十七年⁽²³⁾（一三八四年）の明の雲南討征の際にもみられるのであつて、明が国内の叛徒鎮庄のために安南を利用すべく企図した事が一再でなかつたことを物語っている。

かゝる点からみると太祖は藩属国を自国のために利用することがあつても、藩属国の問題に対しては極力介入を避け、よつて国力の疲弊を防ぐという原則を以つて藩属国に君臨していたといえよう。

しかし、第二期の成祖永楽帝の治世に入ると中国の安南対策は大きな転換期を迎えることになる。

この期については、山本達郎教授の前掲の研究があり、贅言を要しないので、これにより概略をのべるにとどめたい。

成祖は建文四年（一四〇二年）即位すると直ちに安南・暹羅等に派使して招諭し、安南はこれにこたえて永楽元年（一四〇三年）に遣使入貢し封を請うている。

黎季犛は既に建文二年（一四〇〇年）篡位して姓を胡に改めていたが、明に対しては自ら「陳氏之甥⁽²⁴⁾」と称して篡奪の事実を秘匿していた。

かくして、永楽元年（一四〇三年）当時胡季犛を襲つて位を嗣いだ子の胡漢蒼（奎）を成祖は安南国王に封じたのである。

ところが永楽二年（一四〇四年）に明・安南間で国境問題・占城問題・胡氏篡奪問題等が表面化するに及び両国内の關係は緊張を加え、更に翌永楽三年（一四〇五年）には黒江上流の雲南国境附近の寧遠州の猛慢等七寨の帰属問題がおこつてきた。

かゝる状勢の下にあり胡氏は極力妥協して事態の解決を期するが、永楽四年（一四〇六年）明に亡命していた陳氏の裔と称する陳天平が明の保護のもとに王統を嗣ぐべく安南に入るや胡氏は之を襲い陳天平を捕え、陵遲死に処し、明に対する公然たる反抗を示すことになる。

この陳天平の出自に関しては疑問な点が多く山本教授は⁽²⁵⁾「彼を陳朝末期の賊党の一味でシナに逃れた人物であると考えたい」と云われている。

しかし、出自の如何を問わず、明側で陳氏の後裔と認めている陳天平が胡氏のため刎殺されるに及んで、成祖は討伐を決意するに至った。この間の経緯を明実録は次の如く伝えている。⁽²⁶⁾

鎮守広西都督僉事黄中等奏安南胡奩刎殺陳天平事，上大怒謂成国公朱能曰，**蕞爾小醜罪惡滔天，猶敢潜伏奸謀，肆毒如此，朕推誠容納乃為所欺，此而不誅，兵則奚用。能等皆曰：逆賊罪大，天地不容，臣等請伏天威一挙殄滅之，上遂決意興師。**

山本教授は右の記事を引用された後に次の如き意見を加えられている。⁽²⁷⁾

「此の様にして永楽帝は安南討伐を決定したというのであるけれども、併し彼は恐らくそれよりも可成り以前から、何かの機会があれば安南を経略しようとする意図を有して居つたのであろう。

実録の永楽二年八月庚午朔の条にみえる所の胡奩に対する勅の中に 朕未忍遽行討罪（中略）爾宜速改前過，不然非安南之利といひ、同年十二月壬辰^{二十}の条にみえる安南の賀正使に陳天平を示した際の帝の言葉には 是一国皆罪人也、如何可容、とあつて彼は安南に対して強硬な態度を持していた様であるが、一方安南側の記録をみると嚮に問題として大越史記全書の開大元年^{永楽元年}十月の記事に、及成祖即位、有南侵志 といひ、阮算等が安南に赴いて、明軍が安南に侵入した際に在明の内官の親屬を助けようとした事実を記しているのであつて、永楽帝は既に此の当時から安

南に出兵する意図を有していたと見てよいと思われる。さればこそ安南の側に於いては開大二年以来明に対する防備に意を用いていたのであつて、嚮に論じた如くに明の朝廷が偽つて陳天平を陳朝の王統継ぐべき人物として作りあげたのも、元來此の安南出兵の意図に基く工作であつたと見做されるのである。永樂帝は恐らく陳天平を安南に帰還させるに際しては安南が明の此の処置を拒否するであろうという予想を有していたのであり、之を拒否した場合には引續いて安南出兵を行なう計画であつたと思われる。……」
と云われている。

この論は全書の次の記事を一つの根拠としている。⁽²⁸⁾

開大元年冬十月……漢蒼殺在北内官阮算等親屬。初明太祖嘗求火者・僧人・按摩女。我皆徇情許之，数年放僧人秀女還，但留火者充内官。及成祖即位，有南侵志，遣阮算・徐箇・阮宗道・吳信為使，訪問親屬，密告之曰：如有北兵來，揭黃旗題内官某人性名，親屬必不被害，事竟，尽收其親屬殺之。

この記事は開大元年（永樂元年）のことであるから山本教授の云われる「この当時」とは永樂元年十月前後を指し、この時にあつて明は既に南侵の意図を有し、その機会を窺つていたという事になる。

果してそうであろうか。仮りに永樂元年中に安南討伐の意図があつたとすると永樂元年末以降の安南と明との交渉をどうゆう観点より説明したらよいのであろうか。

永樂元年閏十一月に胡漢蒼（²⁹奄）を安南国王に封じている事実も成祖の本意を隠すための作為という事になるのである。

更に明史安南伝によれば明は胡氏篡奪の事実を知らず冊封した事になつていのであるから、成祖は篡奪の事実を知らず冊封したと云えても、その事実を知らずして安南討伐を決意したというのは自然ではないように思われる。

又、「及成祖即位、有南侵志」という記事にしても、これは安南史家の解釈であつて、この事実を裏付ける中国側史料はなく、この一句をもつて明朝側の態度を推察する根拠にはなり得ない。

開大二年（永楽二年）以来の明に対する胡氏の防備も成祖の安南討伐を推察しての対抗策とのみはいえないであろう。当時の両国間に存した未解決の懸案事項による緊張や篡奪者の警戒心というものを考慮すれば一応の防備は胡氏として当然の処置である。

全書にある如く、⁽³⁰⁾明に対する和戦の決定が安南側の重要議題となるのは開大三年（一四〇五年）のことである。陳天平刼殺事件も「経略の口実を作るための手段」とみるのも穿ちすぎであろう。

成祖が永楽元年より出兵意図を有していたとするなら永楽四年の陳天平事件までに既に多くの「口実」があつたので、殊更陳天平送還を待つ必要はなかつたと思われる。

洪武以来の広西思明府の属地の帰属問題は未解決のまゝであつたし、⁽³¹⁾占城問題にしても永楽元年八月、⁽³²⁾明は安南に「保境安民、息兵修好」を命じ、同年十二月に胡氏は占城侵略をやめることを明に約したにも拘らず永楽二年八月占城国王占巴的頼（Jaya Shinhavarman V）は部該序罷尼を遣し、安南が成祖の命を奉ぜず再び占城に侵入した事実を訴えている。

この際、成祖は安南に問罪使を派遣して「爾宜速改前過、不然非安南之利」⁽³³⁾と述べているが、これこそ成祖に南侵の意図があるならば絶好の口実を提供する事件であつたろう。

又胡氏の篡奪についても実録によると永楽二年（一四〇四年）八月乙亥条に安南故臣裴伯耆が来朝して胡氏の篡奪を伝えており、同月丁酉条には老撾宣慰使刀線子が前安南王孫と称する陳天平を明廷に護送した事及び陳氏の上奏文を伝えている。

これにも胡氏篡奪の状が述べられているが、これらの記事から考えても永楽二年には胡氏の篡奪に関する情報は明廷に

達していたとみるべきだろう。

前年の末に偽つて自ら陳氏の裔と称し冊封を受けた胡氏を討伐するとすれば、これも一つの契機となり得たであろう。

以上の点から私は明の南征の最大の動因になつたものは前に引いた実録にみられるように永楽四年の陳天平殺害事件であつたと考える。永楽初年より南侵の志を成祖がもつていたという議論は成り立ち難いのではないだろうか。

永楽四年（一四〇六年）四月、成祖が安南討伐を決意して後、明朝は諸般の準備を整え安南侵略を敢行し、翌永楽五年（一四〇七年）五月には胡季犛・漢蒼文子を捕えた。

この明の南征の際、明に降り、その安南経略に協力した安南人として莫邃の名が、中国・安南側史料に現われるが、これは陳朝の莫挺之の裔と伝えられる人物で、本稿の中心人物である莫登庸の祖といわれている。

莫邃は明の安南支配に重要な役割を果したのであるが、この点については後述したいと思う。

一方討伐に成功した帝は永楽五年（一四〇七年）六月、安南を中国の版図に加え、都統使司・布政使司・按察使司を置き本格的経営にのり出すことになる。

かくて、唐末以来約四百年独立を維持していた安南は、こゝに独立を喪失するに至つたが、其後陳簡定・陳季抃等安南側の反明運動が相継ぎ、明による安南支配が軌道にのつたのは永楽十二年（一四一四年）の陳季抃討伐後の事である。しかし、その後の明の統治も決して安定したものでなく、特に永楽十六年（一四一八年）以降の黎利による反明運動が次第に強力になり、宣徳元年（一四二六年）黎利が王通を敗つたことを契機とし、明側の形勢は益々不利になり、柳升・沐晟等の援軍の効もなく、宣徳二年（一四二七年）、明は黎利が陳氏の後裔と偽つて擁立した陳暲を承認し、同年十二月に安南より兵を撤した。

黎利が明との交渉に当り、一時的に陳暲を擁立したのは賢明な策であつたといふべきであろう。明側では討伐の対称で

あつた黎利に直ちに承認を与える事は宗主国の体面上からも不可能であつたろうが、陳の後裔を擁立することになれば遼つて成祖の安南討伐の目的にも副う形になるし、又撤兵する口実としても充分なものがある。

明史卷三二一安南伝に宣徳帝は黎利の擁立した陳暲が自称する如く「先王頃三世嫡孫」でないことを承知の上で「これに籍りて兵を息めんと欲し、遂に其の言を納め」た旨の記載があるが、黎利の措置は時宜を得たものといえよう。

安南史料の所伝によると陳暲は宣徳三年（黎・順天三年_{一四三〇年}）春正月十日、自ら毒を飲んで卒したという。全書はその他陳暲の死についての諸説を伝えているが、その中の一説の如く黎利の手により殺害されたというのが真相に近いのではあるまいか。

黎利は同年二月入貢し、陳暲の死を伝えて明の命を俟ち、順天四年（明・宣徳六年_{一四三二年}）権署安南国事に任ぜられた。やがて子の麟（黎太宗）が黎利の嗣を継ぎ、明の英宗の正統元年（紹平三年_{一四三六年}）九月に安南国王に封ぜられるに及び黎氏は名実俱に安南の支配者となり、明・安南の交渉史は第三期に入る訳である。

この第三期期における両国関係は第二期の反動として非常に消極的な交渉に終始した点において特徴的である。

前期成祖の安南遠征が、誇称八十万、実質三十余万³⁴の大兵を投入したのにも拘らず、安南において僅々二十年の不安定な支配しか獲得出来なかつたという事実が、この期の安南対策を著しく消極的なものにした事は否定出来ないであろう。

次に又、この期、即ち明中葉における内政上の混乱も対安南策を消極化する一因として考慮されるべきであろう。

英宗が九歳にして即位した後、楊子奇・楊溥・楊榮の所謂「三楊之輔政」を得て安定していた時代が終り、宦官王振が登場するに及んで明朝の内政は王振の壟断するところとなつた。

英宗が王振のすゝめにより蒙古瓦剌也先の討伐にのりだし「土木之變」を招いた事は有名である。

その後の代宗の即位、更に英宗の復辟、憲宗の即位を経て宦官の跋扈は益々激しさを加え、孝宗の時代に一時綱紀が肅

正されたもの、その子武宗に至り、政治は再び混乱を極めた。

このように第三期の八十余年間は一時の安定期を除き、内政上からみて極めて混乱した時期といわなくてはならないが、外政上からみても、この期は多くの波瀾にとんだ時期であつた。

前記「土木之變」後、北方蒙古の脅威は益々激しさを加え、憲宗の時には東北の女真による辺患がこれに加わつていり、その他西南国境の少数民族、東北国境地帯の朵顔・西番等の明朝に対する反抗もあつた。

しかし、これ等の中で北方の蒙古の侵略が最も激しく、対外政策の中心が北方に向けられたのは当然の勢と云えるであらう。

この間、中国・安南関係も完全に静謐を保つていたという訳ではない。

紛争の原因の主なものは第一は広西・雲南等安南と接する地域における両国間の紛争で、第二は明の支配下にあつた老撾宣慰司や占城に対する安南の侵略問題である。

この種の問題は大体第一期よりみられたもので決して第三期特有のものではない。

第一期太祖時代には融和政策のもとに、これ等の問題が両国の関係を阻害するには至らなかつたし、第二期には実力行使により一切の懸案は根本的に解決された。しかし、安南統治の失敗と撤兵を契機に第三期に入るに及び再燃したものである。

全書⁽³⁵⁾によると黎朝の太祖の紹平五年(明・正統三年一四三八年)に次の記事がある。

十二月・明使給事中湯鼎・行人高寅来言地方事。

二十日、遣中軍同知黎伯琦・中丞裴擒虎如明奏太平地方事。

この記事には単に「言地方事」とあり、その具体的な内容は明らかでないが、これは国境地帯の紛争に対して明側から

抗議が提出された事で明実録の正統三年（一四三八年）六月丙辰条の次の記事に対応する。

遣給事中楊鼎・行人高寅使安南国，齎敕諭国王黎麟（||黎太宗）曰，朕恭承天序，統御万方，一体天心，以凶綏靖，曩者広西守将奏，爾下思郎州土官農原洪攻殺安平州人民，虜男婦二百二十余人，搶燒牛羊房屋，又占峒村民二百二十戸，比又奏，爾辺人率衆，劫掠思陵州羈村，虜男婦四十余人，搶燒牛羊戸屋，此豈爾末聞歟，抑爾号令不能行於彼歟，今特遣官諭爾，其令農原洪及守辺頭目悉帰前後所侵。

この記事によると黎太宗の治世に広西太平府に所属する国境地帯の紛争が両国間の課題となつていた事が知られる。しかして、かゝる紛争は少くなかつたようである。兩國間の国境紛争に關係あると思われる重な記事を全書より抽出すると次表の如くなる。

太宗	紹平五年（一四三八年）十二月	明使給事中湯鼎・行人高寅来言地方事。
〃	〃	遣中軍同知黎伯琦・中丞裴擒虎如明奏太平地方事。
仁宗	太宝三年（一四四二年）冬十月	遣使如明……侍御史趙泰奏欽州地方事。
	大和二年（一四四四年）十一月	遣使如明……東海參知阮蘭奏欽州地方事。
	大和四年（一四四六年）二月	遣使如明，海西道參知阮叔惠奏竜州地方事同知審刑院事程真・清威県転運使阮廷美奏□州事。
	大和五年（一四四七年）九月	遣使如明，御史中丞何甫為正使，審刑院同知丁蘭副之，歳貢及奏欽州地方事殿中侍御史程馭為副使奏竜州地方事。
	延寧三年（一四五六年）三月	（帝）命入内都督平章事黎醜等往太原鎮界上，公幹入内大行遣知三館事，入侍経筵陶公饌，西道行遣阮有光，北道行遣黎景徽審刑院使程真，内密院同知黎懷之，偕行至太原界上。三司官不至，乃還。時太原与広西太平府州接壤，其鎮州頭目農敬及譚寬互相殺掠人口牛畜，以占越地方，故有是命。

聖宗	光順八年（一四六七年）三月	……時明国鎮安府土人岑祖德率其衆千余人駐于音洞，声言捉逃賊岑望，因劫掠北平鎮通農那蛮辺民牛畜而去，後再占居保樂州哩土蛮……
“	“	五月
“	“	冬十一月
洪徳元年（一四七〇）	冬十月	明安平州土官李璘領兵八千馬二百疋來侵下琅州・璘戰敗・退還本州・分兵守界。 遣使如明……郭廷宝奏地方侵掠事。

この表によると三十余年に少くとも十回余の紛争が伝えられている。

この期間は黎の太宗・仁宗・聖宗の時代に亘り、黎朝の隆盛期に当るが、これら頻発する国境附近の紛争に対する黎朝側の対策はどうであつたらうか。

安南史料による限り黎朝側から積極的に北方国境地帯に侵寇する意志はなかつたと考えていゝ。寧ろ、当時の黎朝にとつて問題になるのは南方の占城問題であり、明との間で紛争をおこすことは極力廻避したいというのが安南側の基本的態度であつた。

聖宗の光順八年（一四六七年）五月、⁽³⁶⁾明の鎮安府土官令宗紹が鎖脱隘を侵した際、聖宗は朝臣にこの防衡策を議さしめているが、その結果「宜しく封疆を固守し、辺釁を啓くことなからしむべし。彼の来るを見れば之を拒ぐのみ」という結論に到達している。

又、同年（一四六七年）十二月、⁽³⁷⁾明の広西総兵が兵馬一、二万を調し浯州・潯州に駐屯している旨諒山総兵官黎練により奏言されたが、この時も「宜しく関隘を固守すべきこと」が安南側において決定されている。

このように、国境紛争において黎朝側は固守防衛策をとつたが、反面国境一帯の守備の強化にもつとめている。

光順八年（一四六七年）五月、⁽³⁸⁾諒山・安邦・北平等国境地帯の鎮守・副総兵・土官等に対し次の勅諭を下し、軍紀の引

き締めを策している。

朝廷守土之臣，固宜保境安民，折衝禦侮仍其職也。頃者外人侵入辺境，擄掠人蓄，屢見馳奏，戰守之効寂然無聞，今欲一一繩之以法，恐有不勝，爾等宜竭尽心力，思盖前愆，仍頒科令十一条。

更に九月に再び諒山・安邦・宣光の鎮守等に勅し「令將校戒飭軍人，不可狃於故態，逡回留廢所守，違者罪加常律⁽³⁹⁾」といっている。

洪徳三年<sup>(明・成化八年
一四七二年)</sup>十二月には次の記事がある⁽⁴⁰⁾。

勅諭太保建陽伯黎景徽等，得安邦奏謂，明人奪兵，從広西会勘官何多，爾史急差人体探事情，如見事勢頗異，即移文各処，集兵防守。

以上の諸例にみられるごとく、黎朝は明の動静に注意し国境防備を固めつゝも、可能な限り紛争を廻避するという方針を堅持したのである。

これに対する明朝側にあつて国境紛争はどの様に処理されたであろうか。

正統三年（一四三八年）、明が遣使して国境紛争を交渉裡に解決しようと安南側を論じた事は前述したが、英宗は正統七年（一四四二年）三月にやはりこの問題に対し安南国王黎麟を諭し次の如くのべている⁽⁴¹⁾。

……往年広東廉州府欽州民黄金広等為爾国人所誘，昧其是非，妄称貼浪，如昔二郡地方旧属安南，詭言惑爾父，遂於本州父葛村，立衛置軍，凡脅從者二百八十一戸，侵軼疆境，誘脇人民，此必出爾下人所為，非爾父母所知也。夫二百八十一戸，於此非有損，於彼非有益，但信義之重，天不可欺，勅至，其即遣黄寛等二百八十一戸，仍令欽州官属，其罪亦有不問，爾所立衛悉革如旧，庶幾敬天事大之道，爾亦享福於無窮，欽哉。

これは正統六年<sup>(黎太宗大宝二年
一四四一年)</sup>冬十月、歳貢のため明に遣わされた黎齊^(明実録には黎齊とある)に対し太宗が与えた勅である。

この明の要請に対する安南側解答の内容については知るを得ないが、翌大宝三年（一四四二年）冬十月、趙泰を明に遣して「奏欽州地方事」⁽⁴²⁾と安南史料にあるのは恐らく、前年の明英宗の勅に応えるものであろう。

明朝側は右の勅にみられるように安南に対し理を以つて諭すという態度をもつて臨み、強圧的な、又刺戟的表現を避け、紛争に關しても「これ必ず爾^{なほ}の下人の為すところに出ずるならん、爾の父母の知るところにあらざるなり」と述べていることは注意すべきであろう。

大体、この国境地帯に対する両国の支配力は充分でなく、やゝもすると中央の統制力を逸脱して国境を擾騷する傾向のある土着勢力を牽制することは困難であつたと想像される。前記正統三年（一四三八年）の安南に対する明使の派遣に先立つ正統二年（一四三七年）にも広西において土着民による擾騷事件が継起していたのである。

明実録の正統二年十二月条に⁽⁴³⁾

広西南寧衛守禦太平府後千戸所言、城臨辺、且近交阯・四面皆与土官衙門相接、往往弄兵互讎殺、近因雨水連綿、城垣塌塌、恐夷人乘釁窺伺、乞撥附近軍衛工修築、從之。

とあるが、安南と接近する地域の治安維持の充分でない事が示唆されている。

その他正統年間に南方問題として麓川蛮や猺獞の問題がおきている。

前者に対して討伐は三度に亘り、毎回十余万に及ぶ兵が動員されたといわれている。

後者も正統・景泰を経て天順年間に最も猖獗し、明の討伐にも拘らず世宗の万曆年間も再び抬頭している。

かゝる状勢に加え明・安南ともにこの地域の統治に流官・土官を併用していたため中央の統制力は益々弱体化し、その統制を逸脱した勢力の越境侵犯問題が中央の意志とは無関係に継起したであろうことは推察に難くない。

又、かゝる認識が相次ぐ国境紛争にもかゝらず両国の関係が悪化することなく維持された一因をなしたと思われるの

である。

一方、第三期における占城・安南関係についてみると両国ともに明の冊封を藩属国であるにも拘らず、地を接していたために相互に侵略をくり返していたが、黎の聖宗による洪徳二年（一四七一年）の親征により占城は実質的に滅亡に等しい状態になった。

この間、明朝は屢々両国間の提訴をうけ、紛争解決のため遣使して両国の和解を計つたが実効を挙げ得ずに終つた。明朝自体それ以上積極的に両国間の紛争に介入する意志はもたなかつたといえよう。

結局、第三期を通じて中国と安南の関係は両国夫々の事情によつて安定しており公式の関係は全く損なわれることなく維持されたといえる。⁽⁴⁴⁾

次いで第四期を迎える。莫氏の登場により、両国関係に緊張がみられ、第三期とは異なつた局面を生ずるが、この期については後に詳述する。それに先だつてこの期の安南側の中心になつた莫登庸政権成立の経緯について若干考察してみたいと思う。

註

(1) 大明会典卷一百五・礼部六十三・

(2) 黎正甫「郡県時代の安南」(民国三十四年刊)一四〇頁に

「故明太祖之於安南，一反蒙古之武力佔領政策，其具識自有過人之処。然交人狡黠，野性難馴，又非武力不足以懼之。」

とあるのは周辺民族に対する伝統的な偏見を示すものであろう。明英宗実録卷一九九嘉靖十六年四月条に提督両広軍務兵部左侍郎潘旦が安南問題を論じた際の上奏文に次の如き一節がある。「夫夷狄禽獸，本無人倫，律以中国之法，

皆非所宜立，若処之以夷狄之道，則元昊可爵，不義可候，

可王也。」これによつても中国支配の法と夷狄支配の法とい

う二元的な支配原理を中国側がもつていた事が知られる。

(3) 欽定越史通鑑綱目(以下綱目と略称)黎顯宗景興六年条，

莫賊匪高平，督同陳名，討平之，贈爵岫岳侯。

(4) 太祖洪武帝実録卷十六丙午(一三六六年)春正月条……

若年穀豐登，衣食給足則国富而民安，此為治之先務，立国之根本，卿等其行之。

(5) 太祖実録洪武四年九月辛未条

- (6) 大越史記全書(以下全書と略称す)卷七・陳紀大治戊申十一年条及び綱目正編卷十・裕宗戊申十一年条・
- (7) 太祖実録洪武二年六月壬午条
- (8) 全書卷七・陳紀三・大治十二年(大定元年)冬十一月条。
- (9) 太祖実録洪武三年夏四月壬午条
- (10) 宋学士文集卷八・送安南使臣杜舜卿序
- (11) 太祖実録洪武三年夏四月癸酉条
- (12) 全 洪武四年秋七月乙亥条・
- (13) 全右
- (14) 太祖実録：前年安南表言，占城犯境，今年占城復称安南擾辺，二国皆事朝廷，未審彼此曲直，其遣人往諭二国，各宜罷兵息民，毋相侵擾。
- (15) 本紀全書卷七・陳紀三・紹慶元年条
- (16) 太祖実録洪武五年二月丙戌条
- (17) 皇明文衡卷一・諭安南国諭
- (18) 宋学士全集卷一奉制諭安南国記
- (19) 太祖実録洪武五年二月丙戌条
- (20) 明史卷三百二十一・安南伝
- (21) 綱目正編卷十一順宗光泰八年条
- (22) 全書卷八陳紀四順宗乙亥八年条
- (23) 綱目正編卷十一陳帝昺昌符八年条
- 甲子 八年^明洪武十七年 明使来，明初征雲南，遣楊盤・許源等来糧給
- (24) 成祖実録永樂元年四月丁未朔条
- (25) 山本達郎「安南史研究1」二八一頁～二八六頁
- (26) 成祖実録・永樂四年四月辛未条
- (27) 山本氏前掲書・三〇五頁～三〇六頁
- (28) 全書卷八・陳紀四・開大元年冬十月条
- (29) 成祖実録永樂元年閏十一月丁卯条
- (30) 全書卷八・陳紀四・胡漢蒼開大三年条
- (31) 太祖実録洪武二十九年十二月乙酉条・山本氏前掲書二七〇～二七一頁
- (32) 成祖実録永樂元年八月癸丑条 山本前掲書二七四頁
- (33) 全右 永樂二年八月壬申条
- (34) 山本氏前掲書三〇九頁
- (35) 全書本紀実録卷二、黎紀二太宗紹平五年十二月条
- (36) 全右 黎紀三・聖宗光順八年五月条
- (37) 全右 “ 光順八年十二月条
- (38) 全右 “ 光順八年三月条

臨安守兵，帝命行遣陳堯俞，運糧五千石至水尾界首送之，官軍因瘴死者甚衆。^注水尾 州名今属興化省歸化府与雲南接界。

(39) 全右 黎紀三・聖宗光順八年九月条
 (40) 全右 " 洪德三年十二月条
 (41) 英宗実録 正統七年三月己巳条

(42) 全書本紀実録黎紀二太宗大宝三年条
 (43) 英宗実録正統二年十二月丙子条
 (44) 両国間の公的関係を全書により表示すると次の如くなる。

皇 帝 (内中国側称呼)	治 世	冊 封 年 次	朝 貢 年 次
太宗 (黎元竜)	一四三四～一四四二年	紹平四年 (一四三七年) 春正月	紹平五年 (一四三八年) 大宝二年 (一四四一年) 大和二年 (一四四四年) 大和五年 (一四四七年) 大和八年 (一四五〇年) 大和十一年 (一四五三年)
仁宗 (黎邦基)	一四四三～一四五九年	大和元年 (一四四三年) 冬十月	延寧三年 (一四五六年) 延寧六年 (一四五九年)
黎 宜 民 聖宗 (黎思誠)	一四五九～一四六〇年 一四六〇～一四九四年	光順三年 (一四六二年) 九月	光順三年 (一四六二年) 光順六年 (一四六五年) 光順九年 (一四六八年) 洪德二年 (一四七一年) 洪德五年 (一四七四年) 洪德八年 (一四七七年) 洪德十一年 (一四八〇年) 洪德十四年 (一四八三年)

憲宗 (黎鑑)	一四九八～一五〇四年	景統二年 (一四九九年) 十二月	洪德十七年 (一四八六年)
威穆帝 (黎濬)	一五〇五～一五〇九年	端慶三年 (一五〇七年) 閏正月	洪德二十年 (一四八九年)
襄翼帝 (黎濬)	一五〇九～一五一六年	洪順五年 (一五一三年) 春正月	洪德二十三年 (一四九二年)
昭宗 (黎椅)	一五一六～一五二二年		洪德二十六年 (一四九五年)
恭皇帝	一五二二～一五二七年		景統元年 (一四九八年)
			景統四年 (一五〇一年)
			景統七年 (一五〇四年)
			端慶三年 (一五〇七年)
			洪順二年 (一五一〇年)
			洪順五年 (一五一三年)
			光紹三年 (一五一八年)
			(中国に達するを得ず)

この表でみると太宗が安南国王に冊封された一四三七年より襄翼帝の一五一三年まで七十六年の間、両国の公的関係は順調で三年一貢の義務も遵守され、冊封も円滑に行なわれている。この間黎宜民及び肅宗は冊封を受けていないが黎宜民は仁宗を弑逆して政権を掌握したもので、僅か数ヶ月の短期間政権を保有したにすぎない。肅宗は前帝憲宗の第三子で、その後を嗣いだだがこれも即位彼約六ヶ月にして早逝した。この両者とも明に封を請うているが、国王に封ぜられる時間がなかった。